第4章 計画の推進

1 PDCA サイクルによる計画の推進

(1) PDCAサイクルによる管理

定期的に計画の達成状況を点検し、その結果に基づいて必要な対策を実施する PDCA サイクルによる管理を行います。

(2) 毎年度の進捗状況の公表

<u>(3)暫</u>定評価

法第11条第2項に基づき、計画期間の最終年度である令和11年度に計画の進捗状況に 関する調査及び分析の結果を公表します。

(4)実績評価

法第12条に基づき、計画期間終了の翌年度に当たる令和12年度に目標の達成状況を中心とした実績評価を行い、その結果を公表します。

2 計画の周知

- 県のホームページなどを通じて、計画の内容について県民を始め、市町村、保健・医療・福祉関係機関等に十分な周知を図り、理解・協力を得るように努めます。
- 計画に関連した統計データなど、各種情報の提供に努めます。

3 計画の推進体制

(1)県の取組

県は、地域内の医療提供の確保や国民健康保険の財政運営を担うとともに、保険者等関係者と共同で、保健事業の実施状況及び医療サービスの提供状況等を把握・検討し、保険者協議会を通じて必要な協力を求めるなど、本計画の目標達成に向け中心的な役割を担います。

(2)保険者の取組

保険者等は加入者の資格管理や保険料の徴収等、医療保険を運営する主体としての役割に加え、保健事業等を通じた加入者の健康管理や医療の質及び効率性の向上のための医療提供者側への働きかけを行うなど、保険者機能の強化を図ります。

(3)医療の担い手等の取組

医療の担い手等(医師、歯科医師、薬剤師、看護師等)は、国・県・保険者による医療費適正化や予防・健康づくりの取組に協力するとともに良質かつ適切な医療の提供に努めます。

(4)県民の取組

県民は、自らの加齢に伴って生じる心身の変化等を自覚して常に健康の保持増進に努めることが必要であることから、特定健康診査の結果等の健康情報の把握に努め、保険者等の支援も受けながら、積極的に健康づくりの取組を行うことや医療機関等の機能に応じ、医療を適切に受けるよう努めます。

(5) 保険者等, 医療機関その他の関係者との連携及び協力

県は法第9条第9項に基づき、本計画の作成及び計画に基づく施策の実施に関して必要があると認める時は、保険者等、医療機関その他の関係者に対して必要な協力を求めるなど、積極的に連携・協力を図ります。